

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年（２０２５年）６月２日

下関市長 前田 晋太郎

- 1 件 名 下関市立歴史博物館特別展示【秋】図録等製作業務
- 2 場 所 受託者の施設
- 3 概 要 下関市立歴史博物館の特別展示開催に伴い、チラシ、ポスター、観覧券及び図録を製作するもの。詳細は、別紙１仕様書のとおり
- 4 委託期間 令和７年６月２３日から
令和７年９月１７日まで
- 5 入札条件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）この公告の日から本業務の入札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - （３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で「企画製作」が記載されており、「デザイン企画」に登録しているものとし、かつ地域区分が「市内」「準市内１」「準市内２」であること。
 - （４）下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項第２条第１項の規定に該当しないこと。
 - （５）入札参加資格の確認申請手続において、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
- 6 申請方法

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（第１号様式）を下関市立歴史博物館に郵送（書留郵便物に限る。）又は持参し、提出すること。

7 申請書提出期限

- (1) 申請書提出期限 令和7年(2025年)6月13日(金)
17時まで(必着)
- (2) 提出先 〒752-0979
下関市長府川端二丁目2番27号
下関市立歴史博物館

8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年(2025年)6月17日(火)までにファクシミリにて通知する。承認の通知を受けたものは、入札参加資格があるものとする。

9 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和7年(2025年)6月17日(火)
17時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問合せ先 下関市立歴史博物館
ファクシミリ番号：083-245-3310

10 入札方法

入札書(第2号様式)を下記11(2)入札(開札)場所に持参すること。

入札書には、消費税及び地方消費税相当額を含まない委託料の総額を入札金額とし記載すること。

11 入札(開札)日時等

- (1) 入札(開札)日時 令和7年(2025年)6月23日(月)
11時00分
- (2) 入札(開札)場所 下関市立歴史博物館 ガイダンス交流室
下関市長府川端二丁目2番27号
電話番号：083-241-1080

12 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市立歴史博物館に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状（第3号様式）を代理人に持参させなければならない。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札参加条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 入札において、落札となるべき価格の入札をした入札者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めることとする。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (10) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
- (11) 入札等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。